$\overline{}$
傍
線
の部
<b></b> か
カは
改
正
部
分

び当該法人に出資する事業主団体の総数又は当該法人に出資す一次のいずれにも該当する法人(当該法人に出資する事業主及各号のいずれかに該当する法人とする。 (福利厚生会社の範囲)	至の登録を受けた法人を除く。) 一 次のいずれかに該当する法人(次号の規定により厚生労働大 各号のいずれかに該当する法人とする。 (福利厚生会社の範囲) 改 正 前
る事業主若しくは当該法人に出資する事業主団体の構成員である事業主若しくは当該法人に出資する事業主団体の構成員である事業主に雇用される勤労者の総数の合計数が相当程度以上で「登録福利厚生会社」という。) を除く。) 「登録福利厚生会社」という。)	臣の登録を受けたもの(以下「登録福利厚生会社」という。) 総数の合計数が相当程度以上である害業主居屈用される勤労者の
2 (略)	<ul><li>2 (略)</li><li>一~三 (略)</li><li>項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。 項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。</li></ul>
一 住宅資金の貸付けの業務を行う法人であつて、毎会計年度にときは、その登録をしなければならない。より登録を申請した者が次に掲げる要件のすべてに適合している第二十四条の四 厚生労働大臣は、第二十四条の二第一項の規定に(登録基準)	一 主として住宅資金の貸付けの業務を行う法人であつて、毎会ときは、その登録をしなければならない。より登録を申請した者が次に掲げる要件のすべてに適合している第二十四条の四 厚生労働大臣は、第二十四条の二第一項の規定に(登録基準)

二 四 合が、 が、おおむね百分の五十以上であること。ただし、住宅資金の設又は購入のための貸付けに係る資金の額の総額に占める割合 建設又は購入のための貸付けに係る資金の額の総額に占める割 資する事業主又は当該法人に出資する事業主団体の構成員であ 度の翌会計年度において、当該会計年度における当該法人に出 当該業務を開始したものにあつては、 貸付けの業務を行う法人であつて申請の日の属する会計年度に 付けに係る資金の額の総額の当該前会計年度における住宅の建 業主の雇用する勤労者に対する住宅の建設又は購入のための貸 る事業主又は当該法人に出資する事業主団体の構成員である事 の貸付けに係る資金の額の総額の当該会計年度における住宅の る事業主の雇用する勤労者に対する住宅の建設又は購入のため いて、 おおむね百分の五十以上であることが見込まれること。 当該会計年度の前会計年度における当該法人に出資す 申請の日の属する会計年

める割合が、おおむね百分の五十以上であること。住宅の建設又は購入のための貸付けに係る資金の額の

総額

ための貸付けに係る資金の額の総額の当該前会計年度における

である事業主の雇用する勤労者に対する住宅の建設又は購入の

に出資する事業主又は当該法人に出資する事業主団体の構成 計年度において、当該会計年度の前会計年度における当該

員

2

(略

(登録の更新

2 第 0 一十四条の五 登録の更新について準用する。 前三条(前条第一項第一号ただし書を除く。 (略) の規定は、 前 項

(適合命令)

第二十四条の九 ができる。 らの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずること なくなつたと認めるときは、その登録福利厚生会社に対し、これ 四第一項各号(第一号ただし書を除く。)のいずれかに適合し 厚生労働大臣は、登録福利厚生会社が第二十四条

> 略

2 略

、登録の更新

第二十四条の五 2 前三条の規定は、 前項の登録の更新について準用する。

(略)

(適合命令)

第二十四条の九 その登録福利厚生会社に対し、これらの規定に適合するため必要 の四第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは な措置をとるべきことを命ずることができる。 厚生労働大臣は、登録福利厚生会社が第二十四条